

字治市字治琵琶33 発行 字 治 市 総務・市民協働部 総 務 課 電話 22-3141番

印刷 宇治市槇島町吹前123-4 (前南山城複写センター

目》次

	告	示
○告示第5号	議決予算の公表	(財政課) …2
○告示第6号	議決予算の公表	(財政課) …2
	公 営 企	業
○告示第2号	公共下水道の供用及び	終末処理場による下水の処理
の開始		7
○公告第2号	宇治市指定給水装置工事	事事業者の指定7
○公告第3号	宇治市指定給水装置工事	事事業者の指定7

宇治市告示第5号

議決予算の公表について

令和4年12月招集の宇治市議会定例会において議決された予算 の要領を、地方自治法(昭和22年法律第67号)第219条第2 項の規定により、次のとおり告示します。

令和5年1月27日

宇治市長 松村 淳子

令和 4 年度宇治市一般会計補正予算 (第 5 号)

令和4年度宇治市の一般会計の補正予算(第5号)は、次 に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 450,000 千円 を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 71,476,671 千円とする。
 - 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ご との金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、 「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歲入歲出予算補正

歲一入													(単位 <u>千円)</u>
		款						項			補正前の予算額	補正額	計
16. 国	庫	支	出	金							17, 282, 509	450, 000	17, 732, 509
					2.	E .	庫	補	助	金	5, 543, 539	450, 000	5, 993, 539
		歳		入	合		計				71, 026, 671	450, 000	71, 476, 671

歳出	1									(単位 千円)
	款				項			補正前の予算額	補正額	計
3. 民	生	費						32, 816, 231	450, 000	33, 266, 231
			2. 児	童	福	祉	費	11, 545, 799	450,000	11, 995, 799
	歳	出	合	計				71, 026, 671	450, 000	71, 476, 671

宇治市告示第6号

議決予算の公表について

令和4年12月招集の宇治市議会定例会において議決された予算 の要領を、地方自治法 (昭和22年法律第67号) 第219条第2 項の規定により、次のとおり告示します。

令和5年1月27日

宇治市長 松村 淳子

令和 4 年度宇治市一般会計補正予算 (第 6 号) 令和4年度宇治市の一般会計の補正予算(第6号)は、次 に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 473,805 千円

を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 71,950,476 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ご との金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、 「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費の補正)

第2条 繰越明許費の追加は、「第2表 繰越明許費補正」 による。

(債務負担行為の補正)

第3条 債務負担行為の追加は、「第3表 債務負担行為補 正」による。

(地方債の補正)

第4条 地方債の変更は、「第4表 地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入															(単位	<u> 千円)</u>
	ž	次						項			補正前の予算額	補	Œ	額	計	
16. 国	庫	支	出	金		-					17, 732, 509	317-10		3, 000	17,7	35, 509
					2.	围	庫	補	助	金	5, 993, 539			3,000	5, 9	96, 539
17. 府	支		出	金							5, 781, 075		7	27, 261	5, 8	08, 336

AP	4 k		3. 委	託	金	385, 421	27, 261	412, 682
21. 繰	越	金	1. 繰	越	金	145, 024	405, 744	550, 768 550, 768
23. 市			1. 1040	Kee		4, 754, 200	37, 800	4, 792, 000
			1. 市		債	4, 754, 200	37, 800	4, 792, 000
	歳	入	合	11		71, 476, 671	473, 805	71, 950, 476

歳出											(単位 千円)
	款				項			補正前の予算額	補	正 額	計
2. 総	務	費						8, 292, 148		88, 900	8, 381, 048
			1. 総	務	管	理	費	6, 850, 320		53, 500	6, 903, 820
			4. 選		举		費	104, 650		35, 400	140, 050
3. 民	生	費						33, 266, 231		384, 905	33, 651, 136
			1. 社	会	福	祉	費	16, 252, 186		384, 905	16, 637, 091
	歳	出	合	計				71, 476, 671		4 73, 805	71, 950, 476

第2表 繰越明許費補正

1. 追加			(単位 千円)
款	項	事業名	金額
2. 総務費	1. 総務管理費	近鉄小倉駅西第1自転車等駐車場整備事業	271,000
		白川集会所解体撤去事業	17, 000
8. 土木費	2. 道路橋梁費	JR六地蔵駅前広場整備事業	86, 000

第3表 债務負担行為補正

1. 追加						(単位	千円)
事	項	期	間	限	度	額	
戸籍情報システム機器整備事業		自 令和	4年度			12	100
7 福田代グバノ 41双部走開 争っ	N	至 令和	5 年度				100
京都府議会議員選挙期日前投票	罗 喜欢 坐 柔学 直 类	自 令和	4年度			Q	500
次即的 成 五	K T IN T X FUT X	至 令和	5年度			٥,	500
市議会議員選挙期日前投票事務	X竺禾 む 東	自 令和	4年度			15	900
以	24×114×	至 令和	5年度			τυ,	300

近鉄小倉駅周辺地区まちづくり基本計画策定業 務委託事業 自 令和 4年度 至 令和 6年度

第4表 地方債補正

1. 変更

(単位 千円)

起債の目的	補	E	前		*	Ŕ	E	後	
心限の日的	限度額	起債の 方法	利率	償還の方法	限度	額	起債の 方法	利率	償還の 方法
自転車等駐車場整備 事業債	新生活 す行 のっち を か で が を き 発 に す 行 な で 場 格 額 と の 差 め 要 こ し 371,300 が を う 必 を 第 の か を が 教 に 額 に 額 に 額 に 額 に 額 に 額 に 額 に る い の か で か で か で か で か で か で か で か で か で か	又は 証券発行価格額100 円に可以上 とする。	利方入資方金金、直たて見でる及共機つ率をに、直借政び団構いの行お当しの行お当	つ融るはそのようにはそのようの場合のは、とのというでは、これのでは、これのでは、これのというでは、これのというでは、これのというでは、これのというでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これ	409, 100	補正的る	補正前による	補正前による	補正前による

令和4年度宇治市国民健康保険事業特別会計 補正予算 (第2号)

令和4年度宇治市の国民健康保険事業特別会計の補正予算 (第2号) は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 150,000 千円

を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 18,381,000 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ご との金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、 「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳入										(単位 千円)
	款				項			補正前の予算額	補正額	11
4. 府	支	出	金					13, 275, 754	150, 000	13, 425, 754
				1. 府	補	助	金	13, 275, 754	150, 000	13, 425, 754
		歳	入	合	計			18, 231, 000	150, 000	18, 381, 000

歲出													(単位	千円)
		款					項			補正前の予算額	補	正 額	計	
2. 保	険	給	付	費						13, 171, 222		150, 000	13, 3	21, 222
					2. 高	額	療	養	費	1, 629, 193		150, 000	1, 7	79, 193
		歳		出	合	計				18, 231, 000		150, 000	18, 3	81, 000

<u>令和4年度宇治市公共下水道事業会計補正予算(第1号)</u> (総則)

第1条 令和4年度宇治市公共下水道事業会計の補正予算 (第1号) は、次に定めるところによる。

(資本的収入及び支出)

第2条 予算第4条中、資本的収入及び支出の予定額を次の とおり補正し、同条括弧書きを次のとおり改める (資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 1,708,042 千円は当年度分消費税及び地方消費税資 本的収支調整額 136,439 千円、過年度分損益勘定留 保資金 158,578 千円及び当年度分損益勘定留保資金 1,413,025 千円で補てんするものとする。)。

収 入

 (科
 目)
 (既決予定額)
 (補正予定額)
 (計)

 第1款
 資本的収入
 3,187,317 千円
 130,000 千円
 3,317,317 千円

 第1項
 企業債
 1,699,300 千円
 87,500 千円
 1,786,800 千円

 第2項
 国庫補助金
 607,000 千円
 42,500 千円
 649,500 千円

支 出

 (科
 目)
 (既決予定額)
 (補正予定額)
 (計)

 第1款
 資本的支出
 4,895,359 千円
 130,000 千円
 5,025,359 千円

 第1項
 建設改良費
 2,473,689 千円
 130,000 千円
 2,603,689 千円

(債務負担行為の補正)

第3条 予算第5条中、債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額を次のとおり補正する。

1. 追加 (単位 千円) 事 項 期 間 限度額

事項	期 間 限度額	
雨水貯留施設(目川貯留管)整		
備工事	至 令和 6年度 350,000	

(企業債の補正)

第4条 予算第6条中、起債の限度額を次のとおり補正する。 起債の限度額「1,699,300千円」を「1,786,800千円」 に改める。

令和 4 年度宇治市一般会計補正予算 (第 7 号)

令和4年度宇治市の一般会計の補正予算(第7号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 76,932 千円 を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 72,027,408 千円とする。
 - 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ご との金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、 「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歲入歲出予算補正

歳 入										(単位:	千円)
	款			ij	頁		補正前の予算額	補	正額	計	
21. 繰	越	金					550, 768		76, 932	627	7, 700
			1. 繰		越	金	550, 768		76, 932	627	, 700
							•				
	歳	入	合	計			71, 950, 476		76, 932	72, 027	, 4 08

歳出																(1	单位	千円)
	款		項							補正前の予算額	補	正	額		計			
1. 議	会	費						-	-			467, 848			1, 565		46	9, 413
			1.	議			会				費	467, 848			1, 565		46	9, 413
2. 総	務	費										8, 381, 048]	16, 604		8, 39	7, 652
			1.	総	務		管		理		費	6, 903, 820			10, 103		6, 91	3, 923
			2.	徴			税				費	827, 921			4, 155		83	2, 076
			3.	戸	籍住	民	基	本	台	帳	費	432, 508			1, 838		43	4, 346
			4.	選			挙				費	140, 050			101		14	0, 151
			5.	統	計		調		查		費	27, 235			186		2	7, 421
			6.	監	查	444	委		員	w-m-9+81	費	49, 514			221		4	9, 735
3. 民	生	費										33, 651, 136]	17, 706	1	33, 66	8,842
			1.	社	会		福		祉		費	16, 637, 091			5, 293		16, 64	2, 384
			2.	児	童		福		祉		費	11, 995, 799		1	10, 576		12, 00	6, 375

			3.	生	活	保	護	費	5, 011, 646	1, 837	5, 013, 483
4. 衛	生	費							6, 941, 559	6, 592	6, 948, 151
			1.	保	健	衛	生	費	4, 027, 298	1,791	4, 029, 089
			2.	清		掃		費	2, 914, 261	4, 801	2, 919, 062
5. 労	働	費							44, 342	156	44, 498
			1.	労	働		諸	費	44, 342	156	44, 498
6. 農	林 水 産	業費							382, 778	937	383, 715
			1.	農		業		費	284, 406	625	285, 031
			2.	林		業	***************************************	費	97, 066	312	97, 378
7. 商	ter year	費							2, 249, 966	25, 872	2, 275, 838
			1.	商		I		費	2, 249, 966	25, 872	2, 275, 838
8. 土	*	費							6, 159, 872	△14, 931	6, 144, 941
			1.	土	木	管	理	費	589, 970	△11, 418	578, 552
			.2.	道	路	橋	梁	費	1, 548, 744	2, 316	1, 551, 060
			3.	河		川		費	389, 465	860	390, 325
			4.	都	市	計	画	費	2, 986, 853	△7, 340	2, 979, 513
			5.	住		宅		費	644, 840	651	645, 491
9. 消	防	費							2, 238, 780	13, 180	2, 251, 960
			1.	消		防		費	2, 238, 780	13, 180	2, 251, 960
10. 教	育	費							5, 521, 672	9, 251	5, 530, 923
			1.	教	育	総	務	費	1, 072, 980	2, 925	1, 075, 905
			2.	小	学		校	費	1, 980, 024	2, 580	1, 982, 604
			3.	中	学	<u></u>	校	費	640, 503	923	641, 426
			4.	幼	稚		園	費	810, 382	789	811, 171
			5.	社	숲	教	育	費	1, 017, 783	2, 034	1, 019, 817
	歳	出		合	計				71, 950, 476	76, 932	72, 027, 408

令和 4 年度宇治市一般会計補正予算 (第 8 号)

令和4年度宇治市の一般会計の補正予算(第8号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ160,000千円

を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ72,187,408千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ご との金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、 「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳	入								(単位 千円)
		款			項	補正前の予算額	補正	額	計
17. A	₹	支	出	金		5, 808, 336	1	34, 071	5, 942, 407

			2. 府	補	助	金	1, 549, 548	134, 071	1, 683, 619
21. 繰	越	金					627, 700	25, 929	653, 629
			1. 繰		越	金	627, 700	25, 929	653, 629
	歳	入	合	計			72, 027, 408	160, 000	72, 187, 408

歳出										(単位 千円)
	款				項			補正前の予算額	補 正 額	青
4. 衛	生	費						6, 948, 151	160,000	7, 108, 151
			1. 保	健	衛	生	費	4, 029, 089	160, 000	4, 189, 089
	歳	出	合	什				72, 027, 408	160, 000	72, 187, 408

公 営 企 業

宇治市上下水道事業告示第2号

公共下水道の供用及び終末処理場による下水の処理を開始するので、下水道法(昭和33年法律第79号)第9条の規定により、次のとおり告示します。

なお、その関係図書は、宇治市上下水道部下水道管理課にて一般 の縦覧に供します。

令和5年1月27日

宇治市長 松村 淳子

供用及び処理開始年月日	供用及び下水の処理を開 始する区域並びに供用を 開始する排水施設の位置	排水施設 の合流式 又は分流 式の別	終末処理場 の位置及び 名称
令和 5 年 1 月 2 7 日	莵道段ノ上の一部	分流式	宇治市木幡 北島地内 東宇治浄化 センター
令和 5 年 1 月 2 7 日	横島町大川原の一部・大 幡の一部・十一の一部・ 十八の一部・二十四の一 部、小倉町春日森の一部 、伊勢田町遊田の一部・ 若林の一部	分流式	八幡市八幡 焼木一番地 洛南浄化セ ンター

宇治市上下水道事業公告第2号

宇治市指定給水装置工事事業者の指定について

水道法(昭和32年法律第177号)第16条の2第1項の規定 により、令和4年11月30日付けで、宇治市指定給水装置工事事 業者として、次の者を指定したので公告します。

令和5年1月27日

宇治市長 松村 淳子

指定番号 第508号 株式会社アイディライン

宇治市上下水道事業公告第3号

宇治市指定給水装置工事事業者の指定について

水道法 (昭和32年法律第177号) 第16条の2第1項の規定 により、令和4年12月1日付けで、宇治市指定給水装置工事事業 者として、次の者を指定したので公告します。

令和5年1月27日

宇治市長 松村 淳子

指定番号 第509号 水道レスキューセンター